

**「ひとにやさしいまちづくり推進指針」
(見直し素案)**

目次

1	ユニバーサルデザインとは	3
2	推進指針策定の趣旨	6
3	推進指針の見直しに係る諸状況・背景	
(1)	ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況	
①	人口減少と少子・高齢化の進展	6
②	障がい者の現状	7
③	国際化の進展	8
④	東日本大震災津波の発生	8
⑤	国体・全国障害者スポーツ大会の開催	8
⑥	ひとにやさしいまちづくりに関する県民の意識	8
⑦	これまでの推進活動の状況等	9
(2)	見直しを行う主な背景	9
4	推進上の主な課題	
(1)	一般的な課題	10
(2)	ひとづくりの課題	10
(3)	まちづくりの課題	11
(4)	ものづくりの課題	13
(5)	情報・サービスの課題	13
(6)	社会参加の課題	13
5	推進の基本的視点	14
(1)	多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視	
(2)	取組みの発展的推進（終わりなき取組み）	
(3)	さりげないデザインへの配慮	
(4)	柔軟な取組み	
6	具体的な推進方向	
(1)	ひとづくり	15
(2)	まちづくり	16
(3)	ものづくり	19
(4)	情報・サービス	20
(5)	社会参加	20
(6)	施策の実施状況の進捗管理	21
7	推進主体の役割	21
(1)	県民	
(2)	事業者	
(3)	民間団体等	
(4)	行政	
8	推進指針の見直しの時期	23

1 ユニバーサルデザインとは

“ユニバーサルデザイン”って何のため？

- 私たちの社会は、多様な人々により成り立っています。
その中には、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、けがや病気を持つ方々など、行動に何らかの制約を受ける方々も多く含まれます。
それぞれは皆等しく、かけがえのない「個」として尊重されるべき存在です。

「ある社会が、その一部の構成員を締め出して構成されるとしたら、その社会は弱くて脆い社会である。」(1980年「国際障害者年行動計画」)

- しかし、これまで、「まちづくり」や「ものづくり」は、若くて健康な成人男子による使用を暗黙の前提として行われることも多く、その結果として、様々な人にとって、多くの「バリア（障壁）」が（心理的なものも含めて）発生し、その円滑な社会参加を阻害してきたことも、残念ながら事実です。
- 社会を構成するすべての人が、その属性にかかわらず、個人として尊重され、自分の意思で自由に行動でき、それにより、いろいろな社会活動に参加できる機会が確保されることは国民が等しく願うところであり、“ユニバーサルデザイン”は、そのような社会の実現のために、はじめからバリアをつくらず、できる限り、すべての人が利用できるように、製品や環境をデザインしていこうという考え方をいいます。
「みんなのためのデザイン」とも呼ばれています。

“ユニバーサルデザイン”とは一体どんなもの？

- “ユニバーサルデザイン”の考え方は、アメリカの建築家でノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンターの所長を務めたロナルド・メイス氏（1941～1998）が提唱したのですが、次の7つの原則が同ユニバーサルデザインセンターによりまとめられています。

原則1 公平に使用できること

（誰にでも、使用しやすく、かつ、商品化されていてどこでも入手できること）

原則2 使う上で、柔軟性があること

（個々人の好みや能力に応じて、使えること）

原則3 簡単ですぐ使えること

（使う人の経験、知識、言語能力、集中力の程度に関係なく、わかりやすく使えること）

原則4 感覚で情報がわかること

（使う人の知覚や環境条件に関係なく、必要とする情報を効率的に提供すること）

原則5 エラーに対する許容性があること

（思いがけず、意図しない行動によって起こされる危険を最小限にすること）

原則6 労力が少なくてすむこと

（肉体的疲労が最小限に抑えられ、効率よく、楽に使えるようにすること）

原則7 近づきやすく、使用しやすい大きさと空間であること

(使う人の体格、姿勢、可動性に関係なく、近づきやすく、操作がしやすい大きさや空間にすること)

これらの原則のうちの一つでも欠けば、“ユニバーサルデザイン”にあたらぬということではありませんし、逆に、これらをすべて満たしていれば無条件に“ユニバーサルデザイン”と呼べるわけでもありません。

これらは、実際に“ユニバーサルデザイン”を実践していく上での「目安」と考えるべきものです。

大切なのは、機械的にこれを当てはめることでなく、個々のケースに即して、より多くの人にとって、より使いやすいものになっているかを常に考え続けることです。

“ユニバーサルデザイン”は、誰のため？

- “ユニバーサルデザイン”は、例えば高齢者や障がい者などの一部の方々だけのためのものではありません。高齢者や障がい者の方々などにとって機能的なデザインは、実は他の方々にとっても有用な場合が数多くあります。
- また、言うまでもなく、高齢期は誰もがいずれは迎えるものです。けがや病気等による一時的な障がいもやはり誰にでもあり得ることです。
そういう意味でも、“ユニバーサルデザイン”は、すべての人のためのものということができます。
- もちろん、最も困難の大きい高齢者、障がい者の方々に十分配慮していくことは重要です。

“バリアフリー”とはどう違うの？

- “バリアフリー”とは、主に高齢者や障がい者の方々を対象として、その日常生活や社会生活の障害となる、今ある「バリア（障壁）」を取り除いていこうとする考え方です。
特に昭和50年代以降、段差解消のためのスロープや車いす対応トイレの設置などが進み、個々のバリアを取り除き、高齢者や障がい者の方々の社会参加の促進に大きく貢献してきたものと考えられます。
- しかし、一方では、この取組みは、高齢者や障がい者だけのための（自分には関係ない）「特別な」取組みと認識されることも多く、また、中には殊更に障がい等が強調されてしまう結果を生じ、逆に高齢者や障がい者を「特別な人」として差別する意識を助長するのではないかという懸念も指摘されているところ。また、「使えない」というマイナスの状態を前提に、それを「ようやく使える」プラスマイナスゼロの状態にするものに過ぎないとの指摘もあります。
- “ユニバーサルデザイン”と“バリアフリー”は、誰もが参加しやすく、暮らしやすい社会を目指す点においては、目的を同じくするものですが、“ユニバーサルデザイン”は、高齢者や障がい者の方々が「特別な存在」なのではなく、多様なの方々によって社会が構成されていることこそが当然との観点に立ち、
 - ☆ 高齢者や障がい者など特定の人々を特別扱いするものでなく、すべての人を対象とすること
 - ☆ 既にあるバリアを取り除こうとするのではなく、はじめからバリアをつくらぬ取組みを目指すこと

という考え方です。

- この“ユニバーサルデザイン”の取組みの推進により、
 - ☆ 誰もが特別扱いされず、同じように行動できることに伴う社会参加の一層の促進
 - ☆ すべての人を対象とすることによる、まちづくり、ものづくりへの県民参加の一層の促進
 - ☆ すべての人を対象とすることによるユニバーサルデザイン製品等の市場の活性化
 - ☆ 既存施設の改築等の減少による費用逓減等の効果が想定されます。
- ただし、“ユニバーサルデザイン”の促進によって、“バリアフリー”が全く不要になるというのではなく、既存のバリアをできるだけ解消しつつ、新たなものについては、できるだけ“ユニバーサルデザイン”の考え方を積極的に取り入れていくことが大切です。

真の“ユニバーサルデザイン”を進めるために

- “ユニバーサルデザイン”は、「すべての人」を対象とする考え方ですが、「すべての人」の限りなく多様なニーズを完璧に満たすものの実現は、現実にはかなり困難です。

重要なのは、個々の取組みで全てを解決することではなく、「よりよいもの」への改善を繰り返し、失敗に学び、次の取組みに活かしながら、最終的な目標に少しずつでも近づいていくことです。（「終わりなき取組み」）

その意味で、「結果」（建築物、製品、サービス、情報・・・）より、むしろ「より多くの人」にとって「よりよいもの」を作ろうとする不断の姿勢そのものこそが大切とも言われています。
- 「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」等において、技術的基準が定められ、それに沿った建築物等の整備が、これまで進められてきました。

このことに対し、「・・・基準への適合が目的化してしまい、必ずしも利用者のニーズに対応した整備がなされてきていない・・・」との指摘があります。

今後、利用者本位の“ユニバーサルデザイン”の取組みを進めるためには、機械的な対応でなく、「利用者の声」を通じたニーズのきめ細かい把握が必要です。その意味で、「使い手」と「作り手」の「対話」の機会の確保が重要です。
- “ユニバーサルデザイン”は、誰もが「特別扱い」されることなく、同じように社会参加ができる社会を目指す考え方です。

単に「使えさえすればいい」ということでなく、利用することについての抵抗感や引け目を感じさせることがなく、普通に使うことができる「さりげないデザイン」であることが必要です。
- また、“ユニバーサルデザイン”の考え方は、誰もが、住み慣れた地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活するという「ソーシャルインクルージョン」（社会的包摂）の考え方にも通じるものです。

2 推進指針策定の趣旨

(1) 県の行動指針

この推進指針は、県が、ユニバーサルデザインの考え方を様々な分野の施策に取り入れ、ひとにやさしいまちづくり施策を総合的に推進するための行動指針として、ひとにやさしいまちづくり条例の規定に基づいて策定するものです。

(2) 県民、事業者、民間団体、市町村のガイドライン

また、県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通の認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むためのガイドラインとしての性格を併せ有するものです。

3 推進指針の見直しに係る諸状況・背景

(1) ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況

① 人口減少と少子・高齢化の進展

〔人口の動向〕

○ 本県の総人口は、「岩手県人口移動報告年報」（県政策地域部）によると平成25年10月1日現在、1,294,453人となっており、昭和60年の1,433,611人をピークに減少に転じ、今後の推計では、平成32年には120万6千人まで減少すると見込まれています。

〔少子化の動向〕

○ 我が国の合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム（昭和22年～24年）直後の昭和25年以降、急速に低下し、昭和24年には4.32であったものが、昭和30年には2.37となり、その後、昭和40年代まで安定的に推移した後、昭和50年代以降は、ほぼ一貫して低下傾向をたどりましたが、以降は持ち直し傾向になり、平成25年には1.43となっています。

○ 本県においても、国とほぼ同様の低下傾向にあり、昭和30年には3.01であったものが平成21年には、一旦、1.37まで低下しましたが、その後持ち直し傾向になり、平成25年には1.46となっています。

〔子ども・子育て関係法令等の状況〕

○ 平成24年にはいわゆる「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が制定され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

〔高齢社会の進展〕

○ 本県の65歳以上の高齢者人口は、「岩手県人口移動報告年報」（県政策地域部）によると平成25年10月1日現在、370,575人であり、総人口1,294,453人に占める割合（高齢化率）は28.7%となっています。

○ 本県の高齢化率は、昭和45年に全国平均を超え、以来全国平均に先行して上昇し、平成22年は、全国の高齢化率23.0%と比較すると4.2ポイント上回っており、全国で高い方から7番目となっています。

- 今後の高齢者人口は、平成25年の約37万1千人から平成32年には40万6千人、平成37年には40万4千人となると予測されています。同様に高齢化率は、平成32年（2020年）には33.6%、平成37年（2025年）には35.5%に上昇し、県民の約3人に1人以上が65歳以上という超高齢社会を迎えるものと予測されています。
- また、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数が年々増加しており、要介護認定者のうちの認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱa※以上）は、平成25年度末において42,347人となっています。（※たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等の行動が見られる状態）

〔高齢者福祉関係法令等の状況〕

- 平成26年には介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築により高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実することとされたほか、費用負担の公平化のため、低所得者の保険料軽減を拡充し、併せて所得や資産のある人の利用者負担を見直すこととされました。

② 障がい者の現状

- 身体障がい（児）者数

身体障がい（児）者数（身体障害者手帳交付者数）は、平成25年度末現在で55,944人（18歳未満919人、18歳以上55,025人）となっています。

このうち、65歳以上は、40,027人で、全体の71.5%を占めています。平成19年度と比較すると、全体で227人（0.4%）、65歳以上は、1,677人（4.2%）の増であり、身体障がい者の高齢化が進行しています。

- 知的障がい（児）者数

知的障がい（児）者数（療育手帳交付者数）は、平成25年度末現在で11,211人であり、平成19年度末に比べて、1,724人増となっています。

- 精神障がい者数

本県における平成25年度の精神科病院への入院患者（平成25年6月末現在）は、3,810人、自立支援医療（精神通院）受給者数（平成25年度末現在）は、17,256人の合わせて21,066人となっています。

入院患者は、ここ数年、漸減の傾向にありますが、通院患者は年々増加の傾向にあります。

〔障がい者福祉関係法令等の状況〕

- 平成22年には、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的とする「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が制定されました。
- 平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、障がい者に対する虐待の禁止や虐待を発見した場合の通報義務などについて規定されました。
- 平成23年には「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直し、地域社会における共生、障害者に対する差別の禁止などについて規定されました。
- 平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、障がいを理由とする差別の解消に関する国・地方公共団体等の責務や、差別を解消するための措置等について規定されました。

③ 国際化の進展

震災の影響等により、本県の外国人登録者数は平成18年末の6,636人から平成25年末の5,377人に減少しているほか、外国人観光客についても平成19年の130,099人回から平成23年には28,737人回に落ち込みましたが、平成25年には66,119人回と回復傾向が見られます。さらに、平泉の世界遺産登録やILC（国際リニアコライダー）の誘致など、今後の更なる国際化に係る対応が求められています。

④ 東日本大震災津波の発生

平成23年3月には、東日本大震災津波が発生し、県及び市町村は、懸命に被災地の復旧、復興に取り組んでいます。被災地では人口の減少、高齢化による要援護者の増加、転居等により住民の生活環境が大きく変化し、様々な生活・福祉課題を抱えています。

⑤ 国体・全国障害者スポーツ大会の開催

平成28年には本県において第71回国民体育大会「2016希望郷いわて国体」及び第16回全国障害者スポーツ大会「2016希望郷いわて大会」が開催されます。大会の開催はひとにやさしいまちづくりの取組を進める契機と捉え、取組を進める必要があります。

⑥ ひとにやさしいまちづくりに関する県民の意識

ひとにやさしいまちづくりに関する県民の意識については、平成25年度に実施した希望郷いわてモニターアンケート調査結果によると下記のとおりでした。

○ 条例・推進指針の周知度

ひとにやさしいまちづくりに係る周知度（知っていて内容も理解+何となく理解）は45.3%に止まっているが、平成24年度より上昇している。

○ 県の施策の認知度

平成22年度から取り組んでいる「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の認知度は50.9%となっており、他の項目も平成24年度よりも上昇している。

○ 「ユニバーサルデザイン」という言葉の認知度

「ユニバーサルデザイン」という言葉について、意味をなんとなく理解している割合も含めると60%の認知度となっており、半数以上の方がユニバーサルデザインについて理解しているが、依然として4割程度の方については「ユニバーサルデザイン」が生活に身近な存在として理解されていると言いはない状況にある。

○ まちの中のバリア

90%以上の方が「よくある」または「たまにある」と回答しており、まちの中にはまだ多くのハード面のバリアが存在し、多くの方が不便を感じている。歩道、施設の出入り口段差、トイレの数や案内表示、公共交通機関への不満が多く、全体的な傾向は変化していない。具体的にバリアを感じる施設としては、公共交通機関、官公庁、大規模商業施設が多く、4割以上が何らかのバリアを感じている。

○ 車いす駐車区画

平成24年度と比較して、「健常者が多く支障」との回答がやや減少しているが、健常者による不正利用があまり減っていないことがうかがえる。必要な人が支障なく利用できるようにするための方策としては、利用証制度等の普及啓発と、車いす駐車区画利用対象者の説明看板を設置するよう求める声が多い。車いす駐車区画が不足していると思われる施設としては、金融機関、病院、大規模商業施設について不足感がある。

○ 東日本大震災津波からの復興

復興に必要なまちづくりの考え方で重要だと思われることとしては、「防災・減災」の安全面を重視する意見が最も多く、続いて「交通拠点や道路が一体となったまち」「地域コミュニティの再構築」「高齢者・障がい者への配慮」となっており、ハード面とソフト面が一体となったまちづくりが望まれている。さらに、最も重要だと思われるものについては、「防災・減災」や「観光客の受け入れ」を選んだ方が約4割を占めており、続いて「地域コミュニティの再構築」など、人とのつながりを重視する意見が多い。

復興に必要なまちづくりの進め方として、特に重要だと思われることとしては、「再建スピード重視」と「住民参加・協働」が多いが、平成24年度と比較して、再建のスピードを重視する意見が多くなっている。

○ ひとにやさしいまちづくりの推進施策

ひとにやさしいまちづくりの推進施策として特に重要だと思われることとしては、「まちづくりの構想の推進」、「官民一体となった取組」、「意見聴取の仕組みづくり」が多く、民間の意見を活かしたまちづくりが求められている。

⑦ これまでの推進活動の状況等

ア 条例策定等の経過

平成7年7月	ひとにやさしいまちづくり条例の制定
平成8年4月	ひとにやさしいまちづくり条例の施行
平成8年4月	ひとにやさしいまちづくり推進指針の策定
平成13年2月	ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し
平成19年12月	ひとにやさしいまちづくり条例全部改正
平成21年3月	ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し

イ これまでの取組み内容等

各地域において、ユニバーサルデザイン推進組織の設立が進み、それぞれ、各地域の公共的施設について点検、改善に向けた提言等を行う「バリア発見隊活動」「ユニバーサルデザイン推進隊活動」や、市民講座の開設、各種講演会・討論会等の開催、地域に根ざした自発的な取組みが進められてきたほか、県では、県・市町村職員を対象とする研修の実施、ユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）施設の設置状況にかかる「地図」の作成、県立施設のユニバーサルデザイン化工事の実施、ユニバーサルデザインフォーラムやひとにやさしいまちづくりセミナーの開催等様々な取組を展開してきました。

(2) 見直しを行う主な背景

- ① ひとにやさしいまちづくり条例において、「公共的施設」の新設等の場合の「整備基準」への適合について定めているところですが、その適合率の向上に向けた事業者に対する啓発促進、県が行う助言・指導等の取組みについて充実を進めていくことが必要です。
- ② 見直し前の推進指針においても、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づくひとにやさしいまちづくりの取組みの重要性について掲げられ、着実に浸透が進んできたところですが、県民による正しい理解の一層の促進を図るため、普及啓発等の取組みについて充実を進めていくことが必要です。
- ③ ひとにやさしいまちづくりの実効ある推進のためには、個々の施設を各々整備するだけでは不十分で、各主体が連携し、一体的な整備を進めていく必要があります。そのため、バリアフリー法に基づく「基本構想」やまちづくりに関連する各種計画との整合を図っていくことが必要です。

- ④ 「いわて県民計画」において、「共に生きる岩手」の実現に向け、誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めることとしており、県として様々な分野において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策を積極的に進めていくことが必要です。
- ⑤ これまでの取組みにより、ひとにやさしいまちづくりの取組みは徐々にではありますが、着実に成果を上げてきたところです。しかし、今後、真の意味で「誰もが使いやすい」という「まちづくり」を目指していくためには、できるだけ多様な人々の意見を把握し、反映していく「仕組みづくり」に取り組んでいくこと必要です。
- ⑥ 本県においても、高齢化は予測を上回る速さで進行しており、高齢期を迎えても、住み慣れた地域でのつながりを保ちながら、生き活きと、自分らしく主体性をもって暮らすことができる「ユニバーサルデザイン社会」の必要性がますます高まっています。
- ⑦ 平成23年3月に発生した東日本大震災津波により沿岸部は甚大な被害を受けました。被災地では人口の減少・流出や高齢化、要援護者の増加が震災以前にも増して進んでおり、復興のまちづくりや様々な地域課題への対応が求められています。
- ⑧ 国体・全国障害者スポーツ大会の開催は40数年に1度の全国規模の大きなイベントであり、特に全国障害者スポーツ大会は、障がい者スポーツの普及や障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与するもので、この大会を契機として障がいのある人もない人も共に支え合う社会を目指すことを基本方針として開催されます。

4 推進上の主な課題

(1) 一般的な課題

① 人口減少・少子・高齢化の進行

人口減少が進展すると、地域活力の低下や、労働力人口の減少、年金・医療・介護などの社会保障制度の不安定化が懸念されるなど、人口減少への対策が急務となっています。

また、少子化傾向が進む中において、地域全体の支援による、安心して子育てができる環境の整備を進めていくことが必要です。

さらに、高齢化社会の進展により、今後、特に75歳以上の後期高齢者が増加することを踏まえ、高齢者の利用に配慮した施設の整備を進めていくことが必要です。

② 障がい者の状況

障がい者についても、高齢化が進む状況にある中で、障がい者の自立と社会参加の促進が求められるため、生活環境及び社会環境の一層の整備を進めていくことが必要です。

③ 国際化の進展

国際化の進展や、本県へのILC（国際リニアコライダー）誘致実現に向け、本県の定住外国人、外国人観光客、外国人研究者の方々が安心して暮らすことができ、また、円滑に観光を楽しめるような配慮が必要です。

(2) ひとづくりの課題

① 意識啓発

意識啓発は、ひとにやさしいまちづくりを進める上での基本となるものであり、県民や事業者に対し、あらゆる機会、方法により、粘り強く進めていくことが必要です。

② 学ぶ機会

様々な人を思いやることができる「心」の醸成には、子どものころからの教育の充実を進めていくことが必要です。

また、生涯を通じて、県民がユニバーサルデザインについて自ら学ぶ機会の充実を進めていくことが必要です。

③ 人材・組織の育成

ア ひとにやさしいまちづくりの取組みの着実な進展を図るためには、地域や各種組織等において、率先して取り組む人材の育成を進めていくことが必要です。

イ 各分野の行政施策にユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込んでいくために、個々の行政職員の理解を深めていくことが必要です。

ウ ユニバーサルデザインに関する新たな技術や知見、先進的な取組み等を効果的に本県の取組みに取り込んでいくため、一元的に情報を収集し、発信していく情報拠点の確立を進めていくことが必要です。

エ 県民ニーズの多様化が進む中、ひとにやさしいまちづくりを進めていく上で、行政は民間団体との一層の連携を図りながら、取組みを進めていく必要があります。そのため、民間団体の活動の活発化を進めていくことが必要です。

オ 東日本大震災津波ではボランティア活動（防災ボランティア）の重要性が再認識されたところであり、災害時に要配慮者への支援が的確に行われるよう、ボランティアの育成や、その活動をコーディネートするボランティア活動団体のネットワーク作りを進めていく必要があります。

カ 国体・全国障害者スポーツ大会を契機とし、障がい者支援などのボランティア活動を活発にしてい
く必要があります。

(3) まちづくりの課題

① まち全体

ア これまでは、個々の施設・建物の整備に重点が置かれてきており、今後、移動の観点からの連続した「線」の整備、行動範囲の広がりをもたらす一体的な「面」の整備に取り組んでいくことが必要です。

イ 「ひとにやさしいまちづくり」は、徐々にではあるが着実に進んできた一方で、必ずしも、多様な人々のニーズに対応するものとなっていないことから、今後、できるだけ多様な人々の意見を把握し、それを反映させていく仕組みづくりを進めていくことが必要です。

ウ 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸部では、復興まちづくりの取組が進められてい
ますが、復興まちづくりにあたってはユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりが行われ
るよう取組を進めていくことが必要です。また、災害時の避難に備えるなど、防災・減災のまちづく
りを進めていくことが必要です。

エ 国体・全国障害者スポーツ大会の開催に備えるため、競技会場や宿泊施設、さらに観光施設等ハー
ド面のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化や、県民・事業者等受け入れ側のソフト面の対応が
求められます。

② 公共的施設・建築物

ア 平成25年度の希望郷いわてモニター調査によると、まちの中の公共的施設や道路などにバリア（障
壁）を感じる割合は「よくある」「たまにある」が約92%と9割を超えており、引き続きユニバーサルデ
ザイン化・バリアフリー化に向けて取組みを進めていくことが必要です。

イ 民間の公共的施設、特に既存の施設の改善については、資金面等の負担が大きいこと等から、改善は十分には進んでいません。今後、一層、事業者の意識啓発を進め、自発的な取組みを促していくことが必要です。

ウ 公共的施設の新設等において、条例等に定める「整備基準」さえ充足すれば十分との意識が見受けられる場合もあることから、使う人の利用しやすさの追求についても、事業者に啓発を進めていくことが必要です。

エ 本県においては、冬季における凍結、落雪等のため、車いすが使用しにくい等の状況が発生することが多く、そのことに十分に配慮して施設等の改善を進めていくことが必要です。

オ 東日本大震災津波においては、被災状況から被災者の避難所生活が長期化しましたが、学校や公民館等の避難施設に指定されている建物のユニバーサルデザイン化は十分ではなく、被災者、特に高齢者や障がい者などの要配慮者の良好な避難環境の確保が困難な状況であったことから、ユニバーサルデザイン化を含め、避難環境の改善に係る取組を進めていくことが必要です。

③ 交通機関

ア 交通施設の改善は計画的に進められているものの、階段による上下移動が必要な箇所もまだ多く、車両についても車いすによる利用が困難であるものも多いことから、引き続き改善に努めていくことが必要です。

イ 車内、駅、停留所における発着時刻、行き先等の案内情報について、視覚に障がいを持つ方にとって音声案内が十分でないなど、必要な情報が得られない場合があります。できるだけ多様な利用者の声を把握し、情報提供のあり方に反映していくことが必要です。

ウ 公共交通機関を維持確保し、誰もが住みやすいまちづくりを進める観点から、公共交通主体の市街地交通のあり方について検討を進めていくことが必要です。

④ 道路

歩道の整備、視覚障がい者誘導ブロックの敷設等が着実に進んでいるものの、歩道の段差、急勾配の解消が必要な箇所も多く、継続して改善を進めていくことが必要です。

⑤ 住宅

新築住宅については、ユニバーサルデザイン化が浸透しているものの、既存住宅については資金負担等の理由からユニバーサルデザイン化が進んでいない場合が多いため、引続き居住者、建築関係団体に啓発を図ることが必要です。

⑥ 観光地

すべての人が、安心して行動できるための、観光施設、宿泊施設等の整備、ユニバーサルデザイン情報の提供促進、関係職員の接遇向上のための取組み等を進めていくことが必要です。また、平泉の世界遺産登録などにより外国人観光客の増加も見込まれることから、外国人観光客への対応を充実する必要があります。

⑦ 憩いの空間

様々な公園や水辺空間等の「憩いの空間」についても、人が人らしく生きていくために欠かせないものであることから、様々な人にとって開かれた気持ちよく利用しやすいものとして整備を進めていくことが必要です。

⑧ 商店街

中心市街地商店街は、高齢化の進行等に伴い、一層の活性化が求められています。段差解消、利用者ニーズに対応したサービス提供、商品情報の適切な提供等を進めていくことが必要です。

(4) ものづくりの課題

誰もが使いやすいものづくりについて、製品の企画・開発等の過程における利用者ニーズの把握・反映が必ずしも十分でなく、市場の拡大が進まず、利用者の認知向上にもつながりにくい現状であることから、今後、事業者に対する技術支援・情報提供、利用者に対する啓発を行うとともに、利用者、事業者、研究機関相互の連携、情報共有を進めていくことが必要です。

(5) 情報・サービスの課題

① 情報

ア 情報提供については、可能な限り、複数の知覚に訴え、複数の媒体により行い、誰でも、どこでも必要な情報を十分に入手できるよう行っていくことが必要です。

イ 災害発生時等の緊急時において、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に方々に対して、必要な情報を迅速に提供できる仕組みを確立し、地域において的確な避難支援が行われるようにすることが必要です。

ウ 高齢者、障がい者等の社会参加を阻んでいた「情報（意思疎通、情報取得等）の壁」が情報技術の急速な進展により改善しつつあります。これらの方々がパソコン、携帯電話、タブレット端末等の情報機器を十分活用するための環境づくりをさらに進めていくことが必要です。

エ 行政機関が発出する文書については、分かりにくさが指摘されており、文字の大きさ、表現等に配慮していくことが必要です。

② サービス

多様なニーズの把握に努め、提供側の一方的判断によるサービスや、画一的なサービスに陥ることのないように努めていくことが必要です。

(6) 社会参加の課題

ア 高齢者、障がい者及び子育て中の女性等に対する就労環境が十分整っているとは言えない状況にあるため、これらの方々の働きやすい職場づくりを進めていくことが必要です。

イ 各種催し物、集会、講演会等へのすべての人の円滑な参加を可能とする各種の取組みを進めていくことは、社会参加を促進していく上で重要であることから、多様な方々が参加しやすい開催、運営を進めていくことが必要です。

ウ 国体・全国障害者スポーツ大会を契機として、高齢者や障がい者が様々な活動に参加できるよう理解を進める必要があります。

5 推進の基本的視点

「ひとにやさしいまちづくり」の取り組みを進める上での基本的視点を次のとおりとします。

(1) 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視

すべての人が安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境を整備していこうという取り組みであるひとにやさしいまちづくりを進めていくためには、実際にそれらを利用する多様な方々のニーズを把握することが重要です。

様々なニーズには実現が容易でないものや、関係者間の利害が一致しないものも含まれるものと考えられますが、お互いのニーズの相違を理解し、歩み寄り、解決策を見いだしていく上で、十分な双方向の対話が行われることが重要です。

(2) 取り組みの発展的推進（終わりなき取り組み）

すべての人が満足して利用できるものの実現は実際にはなかなか困難です。

しかし、個々の取り組みにおける利用者の参画や、対話等を通じて得られた様々な成果や知識を次の（他の）取り組みに活かし、それを繰り返すことによって、スパイラルアップ（段階的・継続的發展）へとつながっていくことが期待されます。

「終わりなき取り組み」として、常に見直し、改善に取り組む姿勢が重要です。

(3) さりげないデザインへの配慮

これまで、様々な「バリアフリー」の取り組みが積み重ねられ、高齢者や障がい者をはじめとする方々の社会参加の拡大に寄与してきましたが、特定の人だけの使用を想定した施設や設備については、「特別扱い」につながる懸念も指摘されているところです。

今後は、誰が使っても違和感がなく、自然に受け入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくさりげないデザインへの配慮が重要です。

(4) 柔軟な取り組み

ひとにやさしいまちづくりの推進について、特に施設等の整備は、資金的な制約や、土地の面積、建物の構造等の物理的な制約を受けることも多く、一朝一夕に進めることは現実的には困難です。

ひとにやさしいまちづくりは、必ずしも画一的な対応を要するものではなく、それぞれの状況に応じ、施設等の改善が困難な場合には、人的な対応を工夫するなど、柔軟に、できるところから取り組んでいくことが重要です。

6 具体的な推進方向

今後の具体的な推進方向を次のとおりとし、本県のひとにやさしいまちづくりに取り組んでいくこととします。

(1) ひとづくり

ひとにやさしいまちづくりの推進の基本となるのは、様々な人の存在を理解し、多様な価値観を尊重することのできる「心」の醸成です。

そのために次のことに取り組みます。

- ① 意識啓発（県民、事業者全般に対する働きかけ）
- ② 学ぶ機会づくり（自ら学習する機会の提供）
- ③ 人材育成（率先して取り組む人材・組織の育成）

① 意識啓発の促進

ア ユニバーサルデザインの考え方の普及や、障がい者や高齢者に対する配慮などの自発的な行動を促進するため、県・市町村の広報誌、インターネットホームページや各種報道機関等、あらゆる媒体を通じての広報活動を継続的に行っていきます。

イ 県民や事業者によるひとにやさしいまちづくりに対する理解を深めるための、講演会やフォーラム等を定期的に開催していきます。

ウ 公共的施設の点検活動や、障がい者の疑似体験活動など、見て、聞いて、触れて理解を促進するための活動の実施を促進していきます。

エ 県民の意識高揚に向け、ひとにやさしいまちづくりに関するアイデア公募や、優良な取組みに対する表彰等を行っていきます。

オ 県民による主体的で活発な取組みを進めていくため、ボランティア活動やNPO法人等の民間団体の活動への積極的参加を促進していきます。

カ 県民の理解と協力に基づいて、障がい者用駐車場の適正利用を促進するための「ひとにやさしい駐車場利用証制度」（県と施設管理者が協定を締結し、県が「利用証」を交付することにより、適正利用を促進する仕組み）の普及を図ります。

キ 高齢者や障がい者に関わることのへ理解やイメージアップを促進するための取組や、ひとにやさしいまちづくりに対する県民の意識の向上・醸成を図る取組を進めます。

② 学ぶ機会の充実

（学校教育）

ア 学校においては、障がいのある児童生徒が身近な学校で障がいのない児童生徒と共に学ぶことのできる教育の場の拡充と、学習・生活を支える体制の強化を図るとともに、特別支援教育に対する県民の理解増進や、障がいのある生徒の就業支援に取り組んでいきます。

イ ひとにやさしいまちづくりに関する教育活動が、総合的な学習の時間等へ積極的に導入されるようにするため、ユニバーサルデザインに係る講師の紹介（派遣）や体験プログラム等を提供し、学校に対する働きかけや、学習会及び体験学習の実施に向けた学校と各種公共的施設の調整等に努めます。

ウ 福祉教育の推進等を通じて、高齢者や障がい者などとの地域における多様な交流等を促進していきます。

（生涯学習・社会教育）

エ 関係機関や団体等と連携協力し、生涯を通じて、県民が自らひとにやさしいまちづくりについて学習する機会や情報の提供に努めます。

オ ひとにやさしいまちづくりに関する学びの環境の整備を図り、学びを通じて地域コミュニティの取組を支援します。

③ 人材・組織の育成

ア 各地域、商店街・宿泊施設等において、ひとにやさしいまちづくりの推進に率先して取り組む人材の育成のための研修の実施、講座の開設を行うとともに、その人材の活動支援に努めていきます。

イ 様々な分野の行政施策にユニバーサルデザインの考え方を反映させていくための、県・市町村の職員の理解促進に向けた疑似体験活動などを含めた研修を実施していきます。

ウ 県及び県立大学が連携し、ユニバーサルデザインに関する情報拠点として、ひとにやさしいまちづくり推進のための各種情報の一元的な収集・発信を積極的に行っていきます。

エ 行政と連携して、ひとにやさしいまちづくりを推進するNPO法人等の民間活動の活動基盤の強化に向け、積極的に情報提供を行っていくとともに、団体間のネットワーク化を支援していきます。

オ 災害時に要配慮者への支援などが的確に行われるよう、防災ボランティアの育成や、その活動をコーディネートするボランティア活動団体のネットワーク作りを関係団体とともに進めていきます。

カ 国体・全国障害者スポーツ大会を契機として、点訳、朗読、手話、要約筆記などの障がい者を支援するボランティア活動の促進や、支援する人材の育成を図ります。

（2）まちづくり

「まち」は人々が、様々な形で社会に参画し、自己実現を図る場です。

すべての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる「まちづくり」を目指し、建築物、交通機関、道路、住宅、公園・観光地等の憩いの空間、商店街等の改善の促進に取り組みます。

① まちづくり全体（総合的まちづくりの推進）

ア 一定の地区における施設や移動経路等の一体的な整備を促進するため、市町村によるバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく「基本構想」の策定を支援していきます。

イ 県が策定する、まちづくりにかかわる各種計画の策定に際して、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込んでいくことにより、総合的なまちづくりを促進していきます。

ウ 県の公共的施設を新設する場合の利用者等の意見を聴取する仕組みをもとに、意見把握からその反映に至る一連の取組みをモデルとして広く示すことにより、多様な利用者のニーズを反映させていく取組みの民間施設への波及を促進していきます。

エ ひとにやさしいまちづくりにかかる優良事例を体系的に収集・整理し、県のホームページ等で広く公開していくことにより、他の取組みへの活用を促進していきます。

オ 東日本大震災津波からの復興まちづくりについて、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりが行われるよう、市町村への助言や支援を行います。

② 公共的施設・建築物

ア 事業者及び建築関係団体の意識啓発を促進するため、研修会を実施するとともに、優良事例の普及に努めます。

- イ 地域のグループ等によって行われる公共的施設等の点検活動の成果の積極的活用を施設管理者等に対して働きかけるとともに、地域住民を対象とする「報告会」の実施等を促進していきます。
- ウ 県の公共的施設については、既存の施設を含め、率先して整備に努めていきます。
- エ 県の低利融資制度（ひとにやさしいまちづくり推進資金）の利用促進を図ることにより、公共的施設の整備を促進していきます。
- オ 県が策定している「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の一層の周知に努めるとともに、その積極的な活用を促進していきます。
- カ 公共的施設の新設等にかかる当事者（利用者、施設設置者、設計者、施工者等）の参加の「ワークショップ」（提起された課題などに関して、意見交換や対応案の検討を行うための集まり）等の取り組みを支援することにより、事業者、利用者相互の理解を促進していきます。
- キ ひとにやさしいまちづくり条例に基づく特定公共的施設の公共的施設整備基準への適合を促進するため、整備基準適合に要する費用等にかかる情報提供を行うとともに、整備基準不適合原因の調査・分析の結果を踏まえた効果的な指導及び助言を行っていきます。
- また、整備基準適合施設にかかる適合証プレートの交付、施設への掲示等を通じ、事業者の意識の高揚及び県民による理解を促進していきます。
- ク 本県の気候風土を踏まえ、ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共的施設整備基準において、積雪、凍結に対応するためのひさしの設置等について定めているところですが、その整備促進について積極的に指導や事例の周知などを行っていきます。
- ケ ひとにやさしいまちづくり条例に基づいて定める公共的施設の整備基準については、利用者のニーズの変化等も踏まえ、そのあり方について適時見直しを行っていきます。
- コ 福祉避難所の指定が進むよう市町村に積極的に働きかけるとともに、災害時の避難施設のユニバーサルデザイン化について主要な設置者である市町村を支援します。
- サ 国体・全国障害者スポーツ大会を契機として、競技会場や宿泊施設のユニバーサルデザイン化の取り組みを進めます。特に、障がい者が使いやすいトイレの整備を促進していきます。

③ 交通機関等

- ア 駅舎やバスターミナル等の交通施設についての、エレベーター・エスカレーター・スロープの設置、音声案内・表示装置等の整備について、交通事業者に対して働きかけ、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが利用しやすい公共交通機関の整備を目指します。
- イ 乗降口の段差をなくし、車いす等でも円滑な乗り降りが可能で、誰もが利用しやすいノンステップバス等の車両の導入の促進を交通事業者に対して働きかけていきます。
- ウ 一連の経路における移動の円滑化を確保するために、交通結節点における乗り継ぎの円滑化を図る必要があります。そのため、駅及び主要停留所周辺の整備等を交通事業者、道路管理者等に働きかけていきます。
- エ 多様な利用者の意見を反映し、誰もが円滑に移動するために必要な情報を確実に得ることができる交通施設や車内等での情報提供の確立について交通事業者に働きかけていきます。
- オ 公共交通機関の利用促進を図るため、渋滞緩和、定時運行を図るための各種取り組みを促進していきます。

④ 道路

- ア 最も基本的な移動手段である歩行のための空間を安全で快適なものとするため、歩道の拡幅・平坦化・段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置、電線類地中化、歩車道分離、交通安全施設等の新設・維持修繕に引き続き取り組んでいきます。

イ 冬季における安全で円滑な移動を確保するため、迅速で適切な除雪の実施等に引き続き取り組んでいきます。

ウ 外国人観光客も含めた道路利用者に分かりやすい道路標識の普及や、案内標識における英語表示の内容の統一に取り組んでいきます。

⑤ 住宅

ア ユニバーサルデザイン化された住宅や住宅設備の事例収集及び紹介、展示会の開催や住宅関係事業者相互の意見交換の場づくりにより、県民、住宅関係事業者に対する普及啓発を促進していきます。

イ 県営住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進していくとともに、それをモデルとして、民間住宅のユニバーサルデザイン化の普及を促進していきます。

ウ 県民向けの相談窓口を設置し、住宅のユニバーサルデザイン化を支援していきます。

エ 県内各地域の気候や風土を踏まえた「岩手型住宅」を積極的に推進していきます。

⑥ 観光地

ア 国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、各種観光施設、宿泊施設等のユニバーサルデザイン化の促進を観光事業者、宿泊事業者等に対して働きかけていきます。

イ 県内観光地にかかる各種ユニバーサルデザイン情報を掲載した「ユニバーサルデザイン電子マップ」の作成等により、誰もが円滑に観光を楽しむことができるよう情報提供に努めていきます。

ウ 平泉の世界遺産登録などにより見込まれる外国人観光客の増加に対応するため、案内表示への外国語の併記、外国語での対応が可能な観光案内所の設置等を促進していきます。

エ 高齢者や障がい者の観光客の個別の観光プラン作成・受け入れ態勢整備などユニバーサルデザイン観光の推進について検討を進めます。

⑦ 公園・水辺空間等

公園や水辺空間等の憩いの空間について、誰もが利用しやすいよう、遊歩道、案内表示等のユニバーサルデザイン化を促進していきます。

⑧ 商店街

誰もが円滑にショッピングを楽しむことができるよう、駐車場整備、ファミリートイレ、休憩場所等の設置、案内表示・商品展示の改善、接遇の向上等を、モデル地区の取組みの支援等を通じて促進していきます。

(3) ものづくり

ひとにやさしいまちづくりは、日常生活、社会生活を通じた様々な場面で「連続」していることが必要であり、私たちが日常生活で使用するいろいろな「もの」についてもすべての人に使いやすいものであることが重要です。そのために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた製品開発、製品利用の促進を支援していきます。

① 製品開発

ア 県内の製造業におけるユニバーサルデザインの考え方に基づくものづくりの浸透に向け、岩手県工業技術センターにおいて、ユニバーサルデザイン製品にかかる研究開発等を進めるとともに、事業者に対する技術的支援を行っていきます。

イ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものづくりの促進に向け、事業者に対して、利用者ニーズ、新たな技術、先進的な取組み等についての情報提供を行っていきます

ウ 多様な利用者のニーズに対応したものづくりを進めるため、事業者、研究機関、利用者、行政等による連携、情報共有を促進していきます。

エ 鉄器、家具、食器等、地元工芸製品へのユニバーサルデザインの考え方の導入を促進していきます。

オ 事業者のユニバーサルデザイン製品の開発意欲の高揚に向け、優良事例の表彰を実施していきます。

カ 優良事例の収集、紹介の促進により、事業者の意識啓発を行っていきます。

② 製品利用

ア 県民が実際に見て、触れてユニバーサルデザイン製品に対する理解を深めることができるよう、庁舎等における展示等に努めていきます。

イ 県民の意識高揚を図るため、利用者によるユニバーサルデザイン製品にかかるアイデア募集及び表彰を行っていきます。

ウ ユニバーサルデザイン製品の市場拡大に向けた生産～流通にかかるモデル的取組みを促進していきます。

(4) 情報・サービス

円滑な社会生活を送る上で、すべての人が、必要な情報を、必要なときに、必要な形で受け取り、または発信できることが重要です。

そのために、情報機器の活用促進、複数の方法による情報提供、緊急時の情報提供方法の仕組みづくり等に取り組めます。

また、施設等の整備が進んでも、サービスの提供のあり方が改善しなければ、円滑な社会生活を送ることは困難です。サービスのユニバーサルデザイン化促進に取り組めます。

① 情報

ア 誰もが迅速かつ確実に分かりやすい情報を入手できるよう、情報提供は、できるだけ多様な広報媒体を通じて、また、複数の知覚、言語に訴える形で実施するように努めていきます。

イ 情報提供について、情報提供の種別（印刷物、屋内外の案内表示、音声案内、ホームページ、放送等）ごとに、誰もが必要な時に必要な情報を分かりやすい形で得ることができる情報提供のユニバーサルデザイン化の促進に努めます。

ウ 携帯電話、インターネット等の活用による視覚障がい者、聴覚障がい者など災害時要援護者への複数手段による防災情報の提供方法の確立を促進していくとともに、避難行動要支援者名簿作成の促進、障がい者の災害対応マニュアルや「おねがいカード」などの普及に努めていきます。

エ 誰もが円滑な移動のために、あらかじめ、ユニバーサルデザインに対応した公共的施設等の設置状況等の情報を容易に得ることができるよう、「ユニバーサルデザイン電子マップ」等により、その情報を県のホームページで公開し、逐次、情報の更新を行っていきます。

オ 点訳、朗読、手話、要約筆記等にかかる人材の養成を進め、視覚障がい者及び聴覚障がい者への情報提供の充実に努めるとともに、ボランティアなど、だれもが簡単に取り組める活動について普及啓発を図っていきます。

② 情報化対応

ア 急速に進歩する情報技術の適切な活用により、高齢者や障がい者等の社会参加の一層の促進が図られるよう、パソコン教室の実施等、情報ユニバーサルデザイン環境の整備を促進していきます。

イ すべての人に使いやすい情報機器類の普及を促進していきます。

③ サービス

(行政サービス)

- ア 窓口の集約（ワンストップサービス）の推進、申請様式の簡素化等を推進していきます。
- イ いつでもどこでも申請手続や情報収集が可能となる「電子自治体」の一層の推進を図っていきます。
- ウ 民間施設への取組みの波及に向け、庁舎内の設備、案内表示等のユニバーサルデザイン化を率先して進めていきます。

(民間サービス)

- エ 国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、事業者団体等を通じての研修の実施等により、 接遇の向上、もてなしの心の醸成等について、意識啓発を促進していきます。

(5) 社会参加

ひとにやさしいまちづくりは、そもそも、すべての人の社会参加の促進を目的とするものです。

高齢者、障がい者の就業促進、子育て中の女性の就業と子育ての両立支援等に取り組みます。

- ア 誰もが働きやすいよう、出入口、仕事場の段差解消、設備・工具の改善、省力化機器等の開発・普及等により、作業の軽減、就業環境の整備を促進していきます。
- イ 就業環境の整備に向け、事業主に対する啓発資料配布、事業者団体等を通じての研修等の実施により、意識啓発を促進していきます。
- ウ 子育てと就業の両立の促進に向け、子育ての地域全体での支援を促進していきます。
- エ 誰もが、社会参加の一環として円滑に催し物等に参加できるような開催、運営方法等（多様な人に配慮した移動手段の確保、仮設スロープ、託児室、休憩所、手話通訳等の配置、分かりやすい表示等）について普及を図ります。
- オ 市町村における高齢者、障がい者、子育て中の女性等の誰もが、気軽に様々な相談ができるような相談体制の構築を促進していきます。
- カ 身体障がい者の円滑な移動と社会参加の促進に向け、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の提供事業の給付の拡充に努めていきます。
また、補助犬を伴った行動範囲が拡大されるよう、補助犬についての理解を促進していきます。
- キ 認知症の方が増加している中で、本人・家族が安心して地域で暮らせるよう、地域の認知症医療の拠点である認知症疾患医療センターの設置を推進するほか、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の整備を促進するとともに、認知症の正しい理解を促進するため、認知症サポーターの養成を行っていきます。
- ク 定住外国人が安心して暮らしやすい環境の整備の促進に向け、日本語学習を支援する日本語サポーターや快適に生活できるようアドバイス・通訳などを行う生活支援サポーターの養成を支援していきます。
- ケ 国体・全国障害者スポーツ大会を契機として、高齢者や障がい者が様々な活動への参加を促進するとともに、受け入れる側（県民、事業者等）の意識の向上を目指します。

(6) 具体的な推進方向の進捗管理

具体的な推進方向の進捗については、主要な指標の推移とともに関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的に行います。

【主要な指標の例】

- ・ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合
- ・ひとにやさしい駐車場利用証制度指定駐車施設協定締結区画数
- ・ひとにやさしいまちづくり条例に基づく特定公共的施設の整備基準達成割合
- ・公営住宅における高齢化仕様率
- ・ものづくりにかかる優良事例の表彰件数及び普及啓発件数
- ・手話通訳者等登録数（手話通訳者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員）
- ・障がい者法定雇用率達成企業の割合 等

7 推進主体の役割

ひとにやさしいまちづくりの具体的な推進方向は、上述のとおりですが、その推進には、各主体が、自らの役割を認識し、お互いに連携・協働しながら、主体的、積極的に取り組んでいくことが必要です。

それぞれの主体の役割についての基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 県民

【県民に期待される役割】

- ① まず、あらゆる啓発や学習等の機会をとらえ、ひとにやさしいまちづくりについての理解を深め、身近でできることから主体的に取り組んでいくことが期待されます。
- ② さらに、行政や事業者等に対し、問題点の改善等について建設的な提案を行っていくことや、NPO 法人等の民間団体の活動、ボランティア活動に積極的に参加する等、活動の輪を広げて行くことが期待されます。
- ③ また、高齢者や障がい者などの当事者の方も可能な範囲で積極的にこれらの活動に参加することによって、様々な理解につながっていきます。

(2) 事業者

【事業者に期待される役割】

ひとにやさしいまちづくりを支える取組みの多くは、事業者の活動によって成り立っており、その果たす役割は非常に大きいものです。

その意味で、事業者には、多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備、製品開発、情報・サービス提供に取り組んでいくことが期待されます。

そのため、

- ① 事業所内での普及啓発、人材育成等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。
- ② その事業活動にあたり、企画立案等の段階から、できるだけ多様な利用者から意見を聴き、それを反映していくための仕組みづくりを進めていくことが期待されます。
- ③ 利用者、他の事業者、研究機関、行政機関等と連携し、民間における推進活動の中心的役割を担っていくことが期待されます。

(3) 民間団体等

【自治会・自治組織やNPO法人等民間団体に期待される役割】

県民ニーズの多様化が進み、また、地域づくりが行政主導から住民中心の取組みへと移行していく中、自治会・自治組織やNPO法人等の民間団体の役割が重要性を増しています。

このことを踏まえ、今後、ひとにやさしいまちづくりの考え方の普及、推進活動のネットワーク化の促進、多様な利用者のニーズの集約、行政・事業者への改善提案等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(4) 行政

【県が担う役割】

① 推進体制の整備

- ・ 県民、事業者、民間団体、学識経験者等、多様な主体からなる「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を設置する外、ひとにやさしいまちづくり推進指針を策定し、全県的な推進を図ります。
- ・ 庁内に設置する「ひとにやさしいまちづくり推進会議」の下、各部局が連携・協力し、計画的、体系的な取組みを進めます。

② 進行管理

ひとにやさしいまちづくりの取組みを毎年度把握し、検証に努めます。

③ 先導的な取組みの実践

県民に対する普及啓発、県が行う事務事業へのユニバーサルデザインの考え方の取り入れ、県有施設のユニバーサルデザイン化等を県自ら、率先して進めます。

④ 各主体の取組み支援

県民、事業者、民間団体、市町村等、ひとにやさしいまちづくりを推進する各主体の取組みを支援するため、調査研究、情報の収集及び発信、各種ガイドライン・マニュアル等の作成を進めます。

⑤ 市町村との連携

市町村の行う各種施策との整合を確保していくため、市町村との連携を強化します。

【市町村に期待される役割】

市町村は、ひとにやさしいまちづくりの趣旨を十分に理解し、住民に最も身近な行政機関として、住民参画を積極的に推進し、NPO法人等の民間団体等と連携・協働しながら、様々な分野で、ひとにやさしいまちづくりの推進に主体的・積極的に取り組んでいくことが期待されます。

また、取組みを進めるに当たっては、県と連携するとともに、担当部署を明確にしたうえで、推進体制を確立していくことが期待されます。

8 推進指針の見直し

推進指針は、国体・全国障害者スポーツ大会の終了や東日本大震災津波からの復興の状況等を勘案し、平成31年度を目途に見直しを行うほか、社会情勢の変化や、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況の動向に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うこととします。